

東京大学大学院工学系研究科総合研究機構先端ナノ計測センター共用設備利用規則

平成 23 年 12 月 27 日制定

平成 29 年 4 月 27 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京大学大学院工学系研究科総合研究機構が管理する共用設備の利用について、必要な事項を定める。

(共用設備の範囲)

第 2 条 以下の設備を共用設備とする。

- (1) 先端ナノ計測センターが管理する共用設備
- (2) 先端ナノ計測センター共用設備管理委員会委員長（以下、委員長）が認めた設備

(利用者の範囲)

第 3 条 第 2 条の共用設備（以下、設備）を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東京大学（以下、本学）の教職員、研究員および学籍を有する者
- (2) 本学以外の大学、研究機関、企業に所属する者（以下、外部利用者）
- (3) 委員長が特に認めた者

(利用申請)

第 4 条 第 3 条に該当する者で設備を利用しようとする者は、所定の利用申請書を提出しなければならない。

(利用許可)

第 5 条 利用者は以下の要件を満たすこととする。

- (1) 設備の有償利用を希望する者であること
- (2) 利用が、科学技術あるいは産業技術の発展を目的とするもの
- (3) 利用が、営利を目的とするものではないこと
- (4) 利用が、本学の研究業務遂行上重大な妨げとなるおそれがないこと
- (5) 利用者又は利用者の所属機関が、別途、定める利用料等を負担する能力を有していること
- (6) 利用者又は利用者の所属機関が、第 16 条に定める損害を賠償する能力を有していること

(利用許可の取消)

第6条 委員長は、次の各号の1に該当する場合は利用者の利用許可を取り消すことができる。

- (1) 管理上の事由が生じた場合
- (2) 利用申請書に記載された事項が事実と反する場合
- (3) 設備担当者の指示に従わない場合

(利用料金)

第7条 設備の利用については有償とし、利用時間、研究協力形態等に応じて利用料金を徴収する。利用料金については、別紙に定める。

- (1) 料金の請求は原則として毎月(装置利用終了月に締切、翌月請求)行う。
- (2) 支払期限までに料金が支払われない場合は、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を請求する。

(利用料金の払い戻し)

第8条 納付された利用料金の払い戻しはしない。ただし利用者の責によらない設備の故障により所期の計測データが得られなかった場合、または天災等のやむを得ない事情により計測データが利用不能になった場合は、利用料金の一部または全部を払い戻す。

(利用終了後の報告)

第9条 利用者は、設備等の利用終了後、所定の期間内に成果報告書又は利用報告書(併せて以下、成果報告書等)を提出しなければならない。

(成果報告書等の公表)

第10条 成果報告書等は原則として公表されるが、利用者の利害を害するおそれがある場合には、成果の一部または全てを非公表とすることができる。

(謝辞記載)

第11条 利用者が、論文などによりその成果を公表する場合は、設備を利用した旨の記載をしなければならない。

(知的財産権の取り扱い)

第12条 外部利用者が、設備の利用に伴い発明等を得た場合には、本学に通知しなければならない。

(秘密の取り扱い)

第13条 設備の利用に伴い秘密を開示する必要がある場合、その取り扱いについては事前に協議するものとする。

(安全管理)

第14条 設備の利用者は、定められた安全管理規則を遵守しなければならない。

(事故補償の免責等)

第15条 本学は、外部利用者の故意又は過失により発生した事故による負傷等に対する補償は行わない。

(弁償義務)

第16条 利用者の故意又は過失によって、設備等の破損など、本学に損害を与えた場合には、利用者及びその所属機関が連帯して弁償するものとする。

(補足)

第17条 この規則に定めるもののほか、設備の利用に関し必要な事項は委員長が定める。

附則

この規則は、平成29年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。